

三浦市では、市内の経済活性化を図ると共に、市民のみなさんの住環境の向上を目的として、市内の施工業者により行う住宅、マンション(賃貸は除く)のリフォームに対して助成を行っています。

昨年度に続き、助成件数を増やし実施します。

◆助成金額

一律70,000円

※同一住宅・同一申請者につき1回限り

◆助成件数

第1期20件・第2期50件・**第3期10件**

合計80件の助成を行います。

◆助成対象

●申請者

- ・市内在住で住民登録をしている方
- ・市税を滞納していない方
- ・対象住宅の**所有者**
- ・対象住宅に自ら**居住**している方



●建物

- ・市内に**所有する住宅**
- ・戸建住宅、併用住宅、マンション(賃貸を除く)
- ※ただし、個人専有の住宅部分に限る



●工事

- ・工事費が、消費税等を除いて**20万円以上**のもの
- ・市内の**施工業者**による住宅本体に係る機能維持、向上のための修繕、模様替、増築等の工事 (※詳しくは裏面をご覧ください。)
- ・**事前に工事を行っていない**もので、令和4年3月31日までに工事完成の完了報告ができるもの



◆受付期間

	受付期間(土日祝除く)	受付場所	受付時間
第1期	終了しました。	市役所 第2分館 2階 財産管理課	🕒: 9時~12時
第2期	終了しました。		🕒: 13時~16時
第3期	11月1日~11月19日		

◆手続きの流れ

(は申請者、 は市)

申請

〔 審査・抽選 〕

交付決定

着工

実績報告

助成金交付

・**申請に必要な書類**…申請書(市役所、出張所、駅等で配布)、見積り書(写し)、**工事着工前**の**日付入り**写真(建物の外観+リフォーム前の状況)など
受付後、書類審査を行います。なお、郵送による受付は行っていません。
※見積書及び、写真の日付は申請日の直近(概ね2ヶ月以内)のものを提出願います。

申込みが予定件数を超えた場合は**公開抽選**を行い、結果を郵送でお知らせします。
なお、当選者には交付決定通知(指令書)を併せてお送りします。

※交付決定前の工事着工は、助成対象になりません。
必ず交付決定通知を受けてから工事を始めてください。

・**工事完了後の提出書類**…事業完了報告書、領収書(写し)、**工事中・工事後**の**日付入り**写真(リフォーム後の状況)。また、必要に応じて現場確認を行います。

助成金(7万円)を指定された口座に振り込みます。

※市では、電話や訪問などによるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘は一切行っていません。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、申請の際は、手洗いの徹底、マスクの着用などの咳エチケットを行い、感染拡大防止にご協力ください。

対象となるリフォーム工事一覧（例）

No.	リフォームの内容	備考
1	耐震改修工事に伴うリフォーム	木造住宅耐震改修補助事業を利用している部分は対象外
2	既存住宅の増築	建築確認済証、完成後は検査済証の写しが必要
3	浴室、トイレ、洗面所等の水周りのリフォーム	ユニットバス製品代、ウォシュレットのみの交換工事は対象外
4	屋根の葺き替え、塗装、防水工事	軒天井、破風、鼻隠しを含む
5	外壁の張替、塗装などのリフォーム	
6	床、壁、天井材の張替、塗装などのリフォーム	
7	壁、天井のクロス張替	
8	部屋の間仕切の撤去や変更などの工事	
9	畳、ふすま紙などの取替や張替	
10	サッシ、玄関ドアなどの取替	
11	雨樋の取替、補修	
12	防音・断熱工事	
13	住居内の電気、給排水換気設備工事	
14	バリアフリー改修工事	他の補助・助成制度を利用している場合は対象外

対象とならないリフォーム工事一覧（例）

No.	リフォームの内容	備考
1	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため
2	門扉、フェンス、ブロック塀等の外構工事	住宅本体ではないため
3	車庫、物置、倉庫等の工事	
4	樹木の剪定、植樹等の植栽工事	
5	下水道、合併処理浄化槽工事	合併処理浄化槽工事については、下水道課にて補助対象となる場合あり。
6	防犯ライト、カメラ、インターホンの設置工事	
7	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
8	電話、インターネット回線の引き込み工事	
9	テレビアンテナ、地デジ対応工事	
10	エアコン、ガス・石油暖房器具等の家電設備	
11	カーテン、ブラインドの取替	
12	解体工事	
13	新築、改築工事	

三浦市木造住宅耐震診断・改修補助事業のご案内

三浦市では、木造住宅の耐震性を向上させ、災害に強いまちづくりを目的として、耐震改修工事費等の補助を行っています。

対象となる建物は昭和56年5月31日以前に建築された2階建以下の在来工法による木造住宅（一戸建住宅・店舗併用住宅）です。

ご自宅の耐震性を知ることが、地震などの災害において、大切な生命と財産を守る第一歩となりますので、まずは簡易診断を行ってください。

また、耐震改修工事の補強工事以外の部分は、住宅リフォーム助成の対象となりますので、合わせてご利用ください。

簡易診断	簡易診断費用3万円のうち 2万円を補助（自己負担1万円）
一般診断	一般診断費用5万円のうち 2万5千円を補助（自己負担2万5千円）
改修設計	耐震改修設計費用10万円のうち 5万円を補助（自己負担5万円）
改修工事	耐震改修工事費用の2分の1 30万円限度の補助
工事監理	工事監理費用5万円のうち 2万5千円を補助（自己負担2万5千円）

お問い合わせ：財産管理課 046-882-1111 内線 251